平成26年11月14日

所 管 市民人権局 市民生活部

件名	「(仮称)区民ボード(区民評議会)」の基本的な考え方(案)について
	【経過】
	〇平成26年5月~平成26年9月
	「(仮称) 区民ボード (区民評議会)」の設置に向け、各区役所職員及び市民
	生活部職員で構成されるワーキンググループ、副区長会議で制度内容を検討
	し、市長調整監会議で協議
経過・現状	【現状・課題】
	〇 少子高齢化の進行や単独世帯の増加、地域社会の担い手不足による地域コミ
政 策 課 題	ュニティ機能の低下により、人と人とのつながりの希薄化が懸念される。
	〇 このような状況の中、「補完性の原則」に基づき、市民・地方自治体・国が
	それぞれの役割を担っていくことが重要。
	〇 本市はこれまで、区民まちづくり会議の設置や区役所機能の強化、地域まち
	づくり支援事業の実施など、都市内分権の推進、住民自治の促進に取り組んで   
	きた。
	〇 これまでの取組みを踏まえ、地域住民と行政がともに課題を解決していくた
	めに、一層の地域力の向上を図り、都市内分権の推進、住民自治の促進を図っ
	ていくことが必要。そのため、さらなる地域力の向上を図り、各区の特性に応して、154.月付かな物等について調本家議士で押事の歴史機関はして、名屋に(伝
	じた具体的な施策等について調査審議する堺市の附属機関として、各区に(仮   ***********************************
	称)区民ボード(区民評議会)を設置する。   【主な内容】
対応方針	【王な内台】   ○役 割: 区域の課題解決に向けた行政の施策及び事業等について、区民ボー
NO 7J 型	ド自らが、また市長からの諮問に応じ調査審議を行う。
今後の取組	○審議事項: 区域別の総合的な計画の策定・改定に関すること
(案)	区民生活に密着した区域の個別分野の課題解決に向けた方向
	性・方針に関すること。
	○
	【今後のスケジュール(案)】
	平成26年12月2日~26日
	「基本的な考え方(案)」について市民意見を募集
	平成27年2月 条例案を平成27年第1回市議会(定例会)に提案
	平成27年4月 条例施行(各区に附属機関を設置)
効果の想定	各区域の地域力が向上し、より一層の都市内分権の推進、住民自治の促進が図
対条の思定	られる。
関係局との	全局(答申内容により、施策等所管部局と協議・連携)
政 策 連 携	王内(ロヤバ台により、心水守の日中内に助哉・足坊/

# 『(仮称) 〇区 区民ボード(区民評議会)』の基本的な考え方について(案)

各区役所市民人権局

### 1. 設置の目的

## ■ 背景·現状

少子高齢化の進行や単独世帯の増加、また、人口減少社会への突入に伴い、地域社会の担い手不足による地域コミュニティ機能の低下、人と人とのつながりの希薄化が懸念されます。

このような状況の中、限られた経営資源(財源・組織体制)のもと、身近な地域の課題は地域コミュニティで解決し、地域で担いされないものは行政がそれを補う「補完性の原則」に基づき、市民・地方自治体・国がそれぞれの役割を担っていくことが重要だと考えます。

本市においては、これまで、身近な地域の課題はできるだけ地域コミュニティで解決していけるよう、区の特色をいかした魅力あるまちづくりについての方策等を討議する区民まちづくり会議の設置や、区への予算要求権の付与などの区役所機能の強化、地域における身近な課題を主体的・自己完結的に解決する活動に対して支援する地域まちづくり支援事業の実施など、都市内分権を推進し、補完性の原則に基づく住民自治の促進に取り組んできました。これらの取組みにより、区民の視点からの課題抽出や認識の共有ができ、区民自らが区と協働で事業を実施するなど、区民参加・区民協働の意識が高まってきたと考えています。

## ■ 目的

これまでの取組みを踏まえ、地域住民と行政がともに課題を解決していくために、一層の地域力の向上を図り、都市内分権の推進、住民自治の促進を図っていく必要があると考えます。

そのため、さらなる地域力の向上を図り、各区の特性に応じた具体的な施策等について調査審議する堺市の 附属機関として、各区に(仮称)区民ボード(区民評議会)を設置するものです。

#### 2. 位置づけ

地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関

## 3. 役割

- ・区域の課題解決に向けた行政の施策及び事業等について、審議会自らが調査審議を行う
- ・区域の課題解決に向けた行政の施策及び事業等について、市長からの諮問に応じ調査審議を行う

## 4. 審議事項

- ・区域別の総合的な計画の策定・改定に関すること
- (例) マスタープランの各区域の協働のまちづくり方針の改定、区域まちづくりビジョンの策定・改定など
- ・区民生活に密着した区域の個別分野の課題解決に向けた方向性・方針に関すること
- (例) 地域生活に密着した都市基盤の整備に関すること、子育て世代と地域のつながりづくりに関することなど

# 5. 委員

各区15名以内(任期2年)

区民等(区自治連合協議会、区域内の活動団体等)、有識者、公募委員など

### 6. 実施時期

平成27年度より実施